

第2回静岡市環境影響評価審査会概要

1 日 時 平成27年9月14日(月) 13時30分～15時00分

2 場 所 静岡市役所 静岡庁舎 本館3階 第三委員会室

3 出席者 ※敬称略

【委員】村上 篤司(環境科学研究所所長、元富士常葉大学社会環境学部教授)

平井 一之((一社)静岡県環境資源協会専務理事)

岩堀 恵祐(宮城大学理事・食産業学部教授)

牧野 正和(静岡県立大学食品栄養科学部准教授)

欠席 安田 進(東京電機大学理工学部教授)

三宅 隆(静岡県自然史博物館ネットワーク副理事長)

秋山 信彦(東海大学海洋学部教授)

欠席 増沢 武弘(静岡大学理学部特任教授)

寒竹 伸一(静岡文化芸術大学デザイン学部教授)

欠席 村山 顕人(東京大学大学院工学系研究科准教授)

【事務局】環境局：小林環境局長、秋山環境局次長、清参与兼課長、
大村主幹兼係長、大村副主幹、森竹主任主事

【事務局説明】 静岡市における環境影響評価制度(条例及び規則)について

———質疑応答———

○岩堀委員

- ・ 事後調査計画書について、仮に来年の1月以降に中央新幹線建設事業の配慮書が提出されるとしたら、事業区域は市域単独になるため、資料4の記述から判断すると市条例のみの対応となるということか。

・

○事務局

- ・ 事業地が市内に留まれば、市条例の対応となるが、中央新幹線建設事業として山梨県、長野県との関係を鑑みると本市のみの対応と考えるのは難しいと思われる。

○岩堀委員

- ・ 静岡市環境影響評価条例が施行した段階で中央新幹線建設事業計画が持ち上がったとすると、市域に十数キロのトンネルを掘ることは、市域をまたいでいないので県条例は関係なく、市単独で市条例での対応となるということによいか。

○事務局

- ・ 市条例での対応の場合には市から直接事業者へ意見を言うことができる。

○岩堀委員

- ・ 仮に今回の中央新幹線建設事業のように、大井川の水量が減ることで影響が生じる島田市等下流域の市町が、中央新幹線建設事業について意見がある場合でも、下流域の市町は事業実施区域に該当していないので、静岡市条例単独で対応するということになるという考えによいか。

○事務局

- ・ その通り。

○三宅委員

- ・ 清水天然ガス発電所について、方法書については県条例の対応となるが、準備書、評価書については市条例での対応となるということによいか。

○事務局

- ・ 市条例が施行される時点で方法書については手続きの途中となるので、市長意見を県を通じて経産省に提出することになるが、準備書からはこの審査会で指示をいただいたその内容を、市長意見として経産省を通じて事業者にて提出することになる。

○三宅委員

- ・ 方法書以降は市で審議するという事なので、県の審議はないということによいか。

○事務局

- ・ 基本的には知事を介さず市長意見がそのまま経産省に届くことになる。
- ・ 岩堀委員の質問に対する補足で、事業地域が市内に収まれば静岡市のみでの対応となるが、事業区域が市内であったとしても、影響が他の市町にも及ぶ可能性がある場合には、県とは調整しながら対応を考えていかなければならない。
- ・ 影響範囲によっては、県との調整が関わってくることになると思う。

○岩堀委員

- ・ 資料4の(3)備考欄に「事業地が市内にある場合、環境影響が他市町に及ぶ可能性があっても市条例対応」と言い切ってしまうので、県は関係なくなるのかと思って質問した。
- ・ 中央新幹線建設事業のように大井川流域の市町を巻き込んだ水の問題がある場合は、県の調整を基に他市町との協議を行えるような自由度というか、ルールがあってもいいのかと思う。

○事務局

- ・ 本来であれば、JR東海が定めた事業地域が、大井川流域、川根本町や島田市、牧之原市、掛川市までであればそれぞれから市長意見が出てくるはずだが、今回は事業地域を静岡市内に限っていることから静岡市長意見のみとなっている。
- ・ 事業地域が存する地方自治体だけが意見を言えるという意味で、資料4のような記述となっている。

○岩堀委員

- ・ 市条例施行については、最初に県とは様々なことを想定した話し合いをしておいたほうがよいだろう。

○平井会長

- ・ 開発行為そのものが市内で収まるものであれば否応なしに市条例対応となるが、中央新幹線建設事業の例で考えると開発行為全体では県をまたぐ形になっている。
- ・ 中央新幹線建設事業は、一連の大規模開発の中でたまたま今回トンネルが静岡市内に10km程あるというだけの話で、全体を見れば山梨県も長野県も工事があるわけなので、全く県が関わらないわけにはいかないと思う。
- ・ これに関しては、再度確認してもらって次回の時に事務局から委員各位に示してもらおうということをお願いする。
- ・ 来年1月1日市条例完全施行ということで、清水天然ガス発電所建設計画もある中で最初は混乱するところもあるかと思うので、このあたりが速やかに進むように皆様におかれまして、その都度ご質問いただき、また、その都度解決していければと思っているので、よろしく申し上げます。

【事務局説明】 静岡市環境影響評価技術指針について

———質疑応答———

○平井会長

- ・ 技術指針にはどこまで細かく記載するかといった点が難しいところではある。
- ・ 市の技術指針は基本的には県の技術指針に倣って作っている。

○秋山委員

- ・ 8番目の項目の河川型のところの淵の容積とあるが、これはおおよその容積を考慮しておかないと、厳密に測定はとても大変であるので追記させてもらった。
- ・ 2番目の動物、植物の項目については、技術指針に記載するのは大変であることは充分理解をしているので、個々に対応をしていくということで構わない。

○岩堀委員

- ・ 今回水質汚濁の部分で、予測式を元の技術指針の記載のように細かく限定するのはどうなのか、という観点から意見させてもらったが、同様の観点から見れば大気汚染に関しても a、b のような細かなモデルが本当に必要なのか。

○村上委員

- ・ 大気汚染に関しては、普通の煙突から出てくるものが項目 a、b のブルーム、パフというものである。
- ・ 項目 c は排ガスのシミュレーションを示すもので、日本では一般的なものである。
- ・ 古い式ではあるが、方法が限定されており、これら以外の方法で予測するのは大変である。
- ・ アメリカでは新たな計算式を開発し、誰もが使えるような式があるが、日本はそこまで進んでいない。
- ・ 唯一日本でも誰しもの使えるものがあるとするならば、今回追加すべきとの意見を提出させてもらった、経済産業省が開発した METI-LIS モデルである。
- ・ まだ不十分ではあるが、大きな建物等の影響等を全く考慮しないよりは良いだろうということで今回付け加えた。
- ・ 計算ソフトは簡単に手に入るし、使い方もかなり詳細な説明があるので、METI-LIS モデルに関しては技術指針に記載しても別段問題はないかと思う。

○岩堀委員

- ・ 了承した。

○平井会長

- ・ 技術指針総論第1趣旨の2で、技術指針に記載していないことでもケースバイケースで必要に応じて調査の中身をプラスしていくことができるということが示されている。
- ・ 我々は様々な開発行為に応じて、技術指針に基づいてそれぞれに合った審査をしていく。
- ・ 事業者は技術指針に基づいてアセスの手続きを進めていくことになる。

○寒竹委員

- ・ 技術指針総論第1趣旨の2に、『～以外のものも選定することができる』とあるが、どのような場合に選定できるのか、無条件にできるのか。

○事務局

- ・ 基本的には記載されている事項がベースである。

○寒竹委員

- ・ 誰が記載事項以外の方法を選定できるのか。
- ・ 事業者が記載事項以外の方法を選定できるということではないのか。

○事務局

- ・ 事業者はこの技術指針に基づいてアセス手続きを進めていくことになる。
- ・ このような記述があるにしろ、技術指針は基本的には記載されている手法や項目で、環境影響評価手続きを進めてください、というような主旨のものである。

○寒竹委員

- ・ 選定するのは事業者側ということによいか。

○事務局

- ・ 調査の手法はあくまでも事業者が選定し、それに対して審査会等で意見を提出し、環境影響評価手続きについて確認をしていくことになる。

○平井会長

- ・ 住民説明会での想定外の質問や意見への対応、また審査会での委員各位からの新たな意見への対応を踏まえての、このような記述であると理解している。

○寒竹委員

- ・ 方法の選定についてはルールがなくてもよいのかという意見だが、そこまで厳密に取り決める必要がないとのことであれば、それです承した。

○牧野委員

- ・ 式のあるものについては式を用いればいいし、環境影響評価というものは物理化学的なものも含めて進化していく可能性があるものである。
- ・ 事業者には、新しいモデルを使った場合の蓋然性を明確に記述してもらい、それを市が判断するといった一言を加えていただければ、環境影響評価の進化について対応できると思うので、委員意見一覧の4番に記載させてもらった。

○平井会長

- ・ 今日頂いた意見を踏まえて再度技術指針案を修正し、本審査会から市長への答申とする。
- ・ 細かい修正に関しては、恐縮ではあるが会長に一任させてもらうということをお願いする。

【事務局説明】

清水天然ガス発電所建設計画 環境影響評価方法書手続のスケジュールについて

○岩堀委員

- ・ 計画段階配慮書の市長意見と知事意見がどう違うのか、資料8には市長意見しかないので分からない。
- ・ 市長意見でも知事意見でもよいので、事業者がもらった意見を踏まえつつどのような見解をもって方法書を作ったのかということが分かるような、対応表のようなものがあると理解しやすいが、そのようなものはもらえるのか。

○事務局

- ・ 方法書の第7章、P275 から配慮書に対する知事意見の記載、また知事意見に対する事業者の見解が記載されている。
- ・ 市長意見が知事意見にどのように反映されているかといった表はないので、次回までに事務局の方で作成する。

○寒竹委員

- ・ 方法書の審査期間が県は90日、市は30日なのは理由があるのか。
- ・ 県は市の審査している30日以外の60日で審査するのか、また本来90日審査期間としてかかるものを市は30日でやらねばならないのか、その辺りのスケジュールはどう決まっているのか。
- ・ 市の意見提出から県の知事意見提出までの60日という根拠は何か。

○事務局

- ・ 県の審査期間で年末年始を挟むことや、市の意見を盛り込んで知事意見を提出しなければならないといった点があるため、市の審査期間のほうが短くなっている。

○寒竹委員

- ・ 年末年始が無ければ審査期間はまた変わるのか。

○事務局

- ・ 状況によるが、取り決めはないので県との相談ということになる。

○寒竹委員

- ・ 30日の審査で充分ということなら問題はないのだが。

○平井会長

- ・ 現状のシステムだと市長意見が知事意見にどれだけ反映されるかというジレンマがある。
- ・ 方法書までは県知事を介した流れだが、市条例施行後の準備書段階からは直接市長意見として事業者に提出することになるので、次回からはこの審査期間についての議論はなくなる。

○事務局

- ・ 市条例施行前の今、県においては、審査会に諮問しなければならないと県条例の中で規定されているが、市の対応までは細かく定められていないため、極端な話、市は諮問の必要もないことから、市のスケジュールが圧迫されるような形になっていると思われる。

以上、議事・報告事項終了。